

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		一般廃棄物処分業の許可・変更の許可		
根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 第 7 条第 6 項(許可)、第 7 条の 2 第 1 項(変更の許可)		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 第 7 条第 10 項、第 7 条の 2 第 2 項		
	基 準	法第 7 条第 10 項(法第 7 条の 2 第 2 項により準用される場合を含む)の許可の適合基準に定めるところによる。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～7 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 ～7 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				